

福島市告示第227号

告 示

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項の規定に基づき、自動車の臨時運行を許可した者に貸与する臨時運行許可番号標のうち、下記番号を令和7年7月17日無効とした。

令和7年7月23日

福島市長 木幡 浩

記

無効とした番号標 福島第536号